第2章 職員の給与に関する勧告

第2章 職員の給与に関する勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

1 職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)、県立学校の教育職員の 給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)及び市町村立学校の教職員の給 与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号)の改正

(1) 期末手当について

ア 令和2年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.15月分(特定管理職にあっては、0.95月分)と すること。

再任用職員については、期末手当の支給割合を0.575月分(特定管理職に あっては、0.475月分)とすること。

イ 令和3年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.175月分ずつ(特定管理職にあっては、それぞれ0.975月分ずつ)とすること。

再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6月分(特定管理職にあっては、0.5月分)とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和2年12月1日から実施すること。ただし、1の(1)のイについては、令和3年4月1日から実施すること。